

四日市市告示 第 143 号

住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)第11条第3項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

四日市市長 森 智広

閲覧日	閲覧申出者		委託者	閲覧目的	対象住民の範囲
	名称	代表者氏名			
H30.10.18 H30.10.19	国土交通省 北勢国道事務所	北勢国道事務所長	———	土地取得事務に係る土地所有者調査のため(土地収用法第3条第1項)	八王子町・波木町の45歳以上の男女
H30.11.6	国土交通省 北勢国道事務所	北勢国道事務所長	———	土地取得事務に係る土地所有者調査のため(土地収用法第3条第1項)	小林町、八王子町、室山町、西日野町、東日野町、笹川一丁目から笹川九丁目(40歳以上の男女)
H30.11.20	国土交通省 北勢国道事務所	北勢国道事務所長	———	土地取得事務に係る土地所有者調査のため(土地収用法第3条第1項)	高花平一丁目～五丁目 貝家町
H30.12.4	国土交通省 北勢国道事務所	北勢国道事務所長	———	土地取得事務に係る土地所有者調査のため(土地収用法第3条第1項)	高花平二丁目・高花平四丁目・室山町・山田町・波木町・波木南台三丁目・桜台二丁目・楠町南川
H30.12.18	国土交通省 北勢国道事務所	北勢国道事務所長	———	土地取得事務に係る土地所有者調査のため(土地収用法第3条第1項)	山田町・八王子町・水沢町・八田二丁目
H30.12.21	防衛省自衛隊三重県地方協力本部	鹿子島 洋	———	自衛官の募集に伴う広報 (防衛省設置法第4条6号及び自衛隊法第29条1項、同第35条)	四日市市全域 平成10年4月2日から平成11年4月1日まで及び平成4年4月2日から平成5年4月1日の間に生まれた男子 (市民文化部市民課)

(市民文化部市民課)